

津島市市民生活部指定管理者選定委員会結果の概要

1 対象施設

津島市斎場

津島市元寺町2丁目59番地1

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 優先交渉権者の選定の経過

第1回津島市市民生活部指定管理者選定委員会 ・委員長の選任 ・募集要項、審査基準等の決定	令和7年7月25日
募集要項の配布開始	令和7年7月31日
現地説明会	令和7年8月14日
募集に関する質問受付期限	令和7年8月21日
申請書類の提出期限	令和7年8月28日
第2回津島市市民生活部指定管理者選定委員会 ・申請者によるプレゼンテーション及びヒアリング ・指定管理者候補者の優先交渉権者の選考及び決定	令和7年9月22日

4 津島市市民生活部指定管理者選定委員会

委員長 三浦 哲司（学識経験者）

委員 服部 映次（学識経験者）

橋本 貴代（学識経験者）

望月 純一（公共的団体代表者）

伊藤 文浩（公共的団体代表者）

5 申請者数（申請順）

(1) 株式会社スター

(2) つしま斎苑管理グループ（代表団体：イージス・グループ有限責任事業組合、
構成団体：三和テクノ株式会社）

6 審査基準

指定管理者募集要項において示した次の審査基準に基づき審査を行い、合計評価点の最も高い者を指定管理者候補者の優先交渉権者とし、合計評価点が2番目に高い者を指定管理者候補者の次点の交渉権者とする。ただし、合計評価点が満点の60%に満たない者は、交渉権を有しないものとする。

○市民の平等な利用が確保されること。 確保されない場合は失格

○事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を最も効果的に達成するものであること。 150点（50点×5人）

○事業計画書の内容が公の施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。 50点（10点×5人）

○事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。 200点（40点×5人）

合計 500点（100点×5人）

7 審査結果

(1) 優先交渉権者

つしま斎苑管理グループ

代表団体 イーjis・グループ有限責任事業組合

代表者 職務執行者 斎藤 孝宏

住 所 三重県四日市市朝日町1番4号

構成団体 三和テクノ株式会社

代表者 代表取締役 余郷 達也

住 所 津島市宮川町1丁目72番地

合計評価点 423点

(2) 選定理由

津島市斎場の指定管理者候補者の選定に当たり、公募により募集したところ、2団体の申請があった。申請内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査基準に基づき、総合的に評価を行った。

指定管理者としての類似施設の管理の実績を生かした実情に合った提案であり、近隣への高い配慮が求められる火葬を行う施設として、当該施設の管理の実績による安心感がある。代表団体は、火葬業務に精通するとともに、事業体として他分野での事業展開もあり、その強みを生かした提案であった。一方で、環境保全に関する視点が少なかった点については、今後配慮を求めたい。特に、業務体制と財務基盤を踏まえ、安定的な指定管理者業務の実施を期待できる点が高く

評価された。

以上のことから、優先交渉権者を選考した。

8 評価項目・評価結果

評価項目	配点	優先交渉権者
利用者の平等な利用を確保するための方針、具体的な手法及び期待される効果	確保されない場合は失格	○
施設の設置目的と施設の管理運営の理念、運営方針等の整合性	37.5	30.0
施設の的確な運営業務の確保と関係主体との連携等	50.0	41.0
施設の利便、安全等の工場その他利用者サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	62.5	53.0
施設の的確な維持管理と施設稼働の安全性・安定性の確保の手法	37.5	34.5
効果的かつ効率的な施設の管理運営の取組の実現性・効果	25.0	20.0
申請者の取組姿勢の積極性	37.5	31.5
効果的かつ効率的な施設の維持及び運営を確保するための経費の妥当性及び経済性	50.0	47.0
業務体制（指揮系統、人員配置、業務の再委託等）の適正性	62.5	53.0
災害、事故等の緊急事態対応の確実性	37.5	30.0
管理業務の透明性、セキュリティ及び法令遵守の確保	50.0	40.0
申請者の類似業務実績、経営基盤・業務継続の安定性	50.0	43.0
合計評価点	500	423

※候補者の合計評価点は、委員5人による採点の合計点であり、その満点は、500点とする。なお、評価項目ごとの得点を合計した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

※申請者が2者であったため、優先交渉権者の評価結果のみを表示する。